

1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

(1) 母子の健康支援と医療体制の確保

① 安全で健やかな妊娠・出産への支援

ア 妊娠中の支援（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

核家族化、地域社会の人間関係の希薄化、両親の就労、出産育児情報の氾濫など妊婦を取り巻く環境は大きく変化しています。

妊娠中の健康管理、出産準備等の情報提供として、母子健康手帳交付時に啓発冊子を配布するとともに専門スタッフ（助産師、保健師、栄養士、歯科衛生士）による相談を実施しています。また、マタニティ学級では妊娠・出産・育児に必要で適切な情報提供を行うとともに、先輩ママとの交流やグループワークにより仲間づくりを行っています。

特に、妊婦健康診査の公費による助成が平成21年度には国の助成を含め従来の5回から14回へと拡大されました。しかし、国の助成制度が平成22年度末までで、以降は未定となっていますので、制度の存続についての働きかけを国等に対して行っていくことが必要です。

また、父親の育児参加を促すためにプレパパ学級を実施しています。仕事をしている父親が参加しやすいように日曜日に開催しており、希望者が多く、平日開催も含めた開催回数の増加が必要です。

（今後の方向性）

少子化に伴う育児上の問題や核家族や社会の希薄化により孤立化しつつある妊婦に対して、妊娠中からお互いに交流する機会の場の提供を図り、仲間づくりを促進します。さらに、父親の育児参加を促進するために、母親の妊娠中から関わりをもって参加できるような環境づくりを進めます。

プランの目標

・妊婦の学級参加率（マタニティ学級・プレパパ学級）を高めるために、事業内容の充実に努めます

（マタニティ学級参加率）

現状 46%（20年度） → 目標 75%（26年度）

（プレパパ学級の開催回数）

現状 8回（20年度） → 目標 12回（26年度）

（マタニティ学級満足度）

現状 92.1%（20年度） → 目標 100%（26年度）

イ 母子医療体制の確保（保健福祉政策課）

（現状と課題の整理）

周産期医療については、産科及び小児科等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる施設として、平成20年4月に地域周産期母子医療センターの認定を受けた「佐世保市立総合病院」を中心として取り組んでいます。

今後は、拠点となる「佐世保市立総合病院」と一般の産科医療施設などとの機能分化と相互連携を図りながら、周産期医療体制をさらに充実させていく必要があります。

（今後の方向性）

周産期医療体制については、長崎県保健医療計画等に基づき整備・推進していくこととなっています。本市では、今後、「佐世保市立総合病院」が、地域の周産期医療の拠点として、その役割を果たしていくこととなりますが、小児救急医療、母子保健とより一層の連携を図ることにより、フォローアップ体制の充実を図ります。

プランの目標

- ・周産期医療、小児救急医療、母子保健との連携による妊娠、出産、子育て支援体制づくりを推進します

ウ 不妊への支援（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

特定不妊治療費助成事業は県が実施主体で、本市では受付と県への進達という業務を担っています。現在、医療機関では心のケアの充実や治療に関する相談が実施されており、市として個別的相談を受けることは少なくなってきました。

今後は、不妊治療で妊娠した妊婦（高年初産）の支援として、メンタルチェックや家庭状況の把握等の必要性が増しています。

（今後の方向性）

高年初産の中の不妊治療で妊娠した妊婦を母子健康手帳交付時に把握し、相談に努めます。また、ハイリスク妊婦訪問での相談等により、不妊治療による不安などに対する心のケアに取り組んでいきます。

プランの目標

- ・不妊治療による不安などに対する心のケアを継続していきます
- ・不妊治療で妊娠した妊婦の精神的な悩みや不安の把握に努め、相談支援事業の充実を図ります

エ 離島地域安心出産支援（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

離島地域（宇久町、黒島町、高島町）では、妊婦健診の受診や出産のために、島外への通院が避けられない状況ではありますが、交通費等の経済的負担のため、妊婦健診を受けることが懸念されます。

そのため、妊婦健診を受けるための交通費や、出産に備えて事前に本土で待機するための宿泊費等の一部を助成することで、母体や胎児の健康管理を図り、安心して出産を迎えることができるように支援しています。

しかし、妊娠3か月時の妊婦健診には適用されない事業となっていることや、宇久町の妊婦の方には経済的に十分な対応ができていないため、助成の拡大が求められています。

（今後の方向性）

離島地域の妊婦が安心して出産できる環境を確保するため、制度の周知を図り、交通費等の助成による支援を継続して行っています。

また、妊娠月数に応じた適切な妊婦健診に対応できるよう、制度内容の拡充を検討します。

プランの目標

- ・制度の周知に努め、離島地域の妊婦が妊婦健診を受診しやすい環境をつくることで、安心して出産を迎えることができるように支援していきます

（離島地域安心出産支援事業（※1）利用率）

現状 93.3%（20年度） → 目標 100%（26年度）

（※1）離島地域安心出産支援事業

離島地域の妊婦が妊婦健診の受診や出産のために、島外へ通院するための交通費等の一部助成を行います。

（対象及び助成額）

- ① 妊娠4か月以降の妊婦の方で、定期健診のために離島外の医療機関に通院・入院した方の船賃実費（月額10,000円を上限）
- ② 妊娠10か月以降の妊婦の方で、出産に備え事前に離島の本土で待機された方の宿泊費実費の3分の2の額（5,000円を上限、5泊まで）
- ③ 妊娠8か月以降の妊婦の方で、出産のために緊急移送された方の船賃実費（10万円を限度）

② 乳幼児健康診査体制の充実（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

母子保健サービスの基となる各健康診査によって、問題の早期発見を行い、二次健康診査機関等へつなげることで、精度の高い母子健康管理を行っています。中でも発達障がいのある乳幼児については経過健診でのフォローや、子ども発達センターへの受診につなげています。

また、保護者が育児の主体者として自信を持って子育てができるように支援を行っています。特に4か月児健診では、「親子の関係性」を把握し心理面でのサポートをするため「子育てアンケート」を実施し、この健診をきっかけに虐待予防につなげています。

なお、3歳児健診については、他の健診に比べ受診率がやや低いことから、健診受診の必要性の啓発が必要です。保育所・幼稚園等の関係機関との連携を図り、受診率の向上を図るとともに、家庭訪問などを行い未受診児の把握に努め、必要な支援につなげる必要があります。

（今後の方向性）

各健康診査の未受診児に対して、郵送や電話、家庭訪問での受診勧奨を行うことで高い受診率を維持できるように努めます。

その中で支援が必要な事例については、保健相談を行い、適切な育児支援を行います。

さらに、1歳6か月児健診や3歳児健診において発達障がいのおそれのある幼児については、経過健診でのフォローや子ども発達センターの受診につなげます。また支援が必要な事例については、他の医療機関、保育所、幼稚園等との連携などにより、支援の強化に努めます。

3歳児健診については、平成21年度より食生活の相談が受けられるよう「栄養相談コーナー」を設置し内容の充実を図っておりますが、今後も健診の必要性の啓発に努め、受診率の向上に努めます。

また、3歳児健診の未受診児で、保育所や幼稚園等でも把握できない乳幼児については、地区の民生委員児童委員と連携を図りながら実態把握に努めます。

プランの目標

- ・健康診査の受診率を向上し、未受診児の把握に努めその中で支援が必要な事例については、保健相談を受け、適切な育児支援を行います

（3歳児健診の受診率）

現状 89.4%（20年度） → 目標 92%（26年度）

- ・関係機関等との連携による個々の事例への支援強化に努めます
- ・発達障がいのある乳幼児を早期発見し、その支援に努めます

③ 健康診査フォローアップ体制の充実～育児相談会・親子教室の開催～

(子ども保健課)

(現状と課題の整理)

「育児支援が必要な親子」については、公立の子育て支援センター3か所で「育児相談会たんぽぽ」(※1)、中央保健福祉センターで「育児学級」(※2)を行って対応しています。

また、「発達に心配がある子ども」については経過健診を行うとともに、1歳6か月児健診、3歳児健診後のフォローとして公立の子育て支援センター3か所で「すくすく広場親子教室」(※3)を開催しています。「すくすく広場」のスタッフは、定期的にカンファレンスを行い情報を共有することで、課題解決に取り組んでいます。

しかし、受け入れ人数に限りがあり、待機者がいることや合併町での開催ができていないのが現状です。

(今後の方向性)

合併により地域が拡大したため、合併町での「すくすく広場親子教室」の開催を検討します。

また、親子の状況によっては、「すくすく広場親子教室」への継続参加や子ども発達センターへの受診など、健診のフォロー体制の向上に努めます。さらに、地域の子育てサークルや地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、学校教育課などとの連携を一層進めることにより、健康診査のフォローアップ(※4)体制の充実と継続的なサポートを図ります。

プランの目標

- ・健康診査のフォローアップ体制について、より効果的な方法を検討するとともに、開催日数の拡大に努めます

(育児学級の開催回数)

現状 10回(20年度) → 目標 20回(26年度)

(親子教室の開催回数)

現状 140回(20年度) → 目標 188回(26年度)

(※1) 育児相談会たんぽぽ

第1子の赤ちゃんとそのお母さんを対象に保育士が中心となって週1回開催し、赤ちゃんとの遊びの紹介やお母さん同士の座談会を行います。

(※2) 育児学級

支援が必要な母子を対象に保健師や臨床心理士などが月2回開催し、赤ちゃんの体重測定などを実施し、育児不安や悩みについて個別の相談も行います。

(※3) すくすく広場親子教室

1歳6か月児健診、3歳児健診等で支援が必要とされた親子を対象に保育士・保健師・臨床心理士などで週1回開催し、言葉や人とのコミュニケーションを育むために、いろいろな親子遊びを行います。

(※4) フォローアップ

継続的な支援という意味で使用しています。

④ 家族計画指導（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

母子健康手帳交付時や相談、健診時に、必要性のある方に対し、家族計画指導を実施しています。また、医師や保健師が学校に出向いて、性感染症予防を含めた母体保護の大切さや正しい避妊方法等についての健康教育及び意識啓発を実施しています。望まない妊娠による人工妊娠中絶での心身への影響を避けるため、今後、産婦人科医と連携を図りながら、家族計画指導の充実を進める必要があります。

（今後の方向性）

人工妊娠中絶の減少を図るため、乳幼児健診等の機会を利用して、家族計画指導の拡充や意識啓発に努めます。また、産婦人科医院等での家族計画指導の啓発のために、人工妊娠中絶に関する情報提供や情報交換を行っていきます。

プランの目標

- ・望まない妊娠や性感染症を防ぐための啓発を行います

（15～49歳の人工妊娠中絶実施率）

現状 17.5%（20年度） → 目標 全国平均（26年度）

※ 参考 20年度全国平均 8.8%



⑤ 家庭訪問による支援

ア 訪問指導（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

核家族化などに伴う育児不安や悩み、親の孤立化などで、相談件数が増加するとともに、内容は複雑化する傾向にあり、児童虐待などの発生につながる恐れがあります。そこで、育児サポートを早期に行うために、助産師や保健師が母子健康手帳交付時に把握した支援の必要な妊婦への訪問活動に取り組んでいます。

また、出生連絡票や養育医療費の受給、医療機関からの連絡などで把握した低体重出生児、乳幼児健康診査や育児相談などで把握した支援の必要がある家庭にも訪問活動を行っています。

しかし、家庭訪問をしても不在で接触できないこともあり、関係機関との連携が必要な場合が多くあります。

（今後の方向性）

訪問事業を周知徹底し、育児不安がある家庭や育児への協力を得にくい家庭に対し、早期に支援できるように努めます。

また、助産師や保健師は、生後4か月までの乳児のいる家庭へ訪問を行う家庭訪問員との連携を密にし、地域の中で孤立することなく、安心して育児ができるように支援していきます。

さらに、地域子育て支援センターなどとの連携を図り、より身近な地域での支援につなげていくよう努めます。

プランの目標

- ・家庭訪問、電話連絡、医療機関との連携、4か月児健診等あらゆる機会をとおして、低体重出生児を把握します
- ・育児負担の大きい低体重出生児への訪問等を確実に行い、母親の育児不安の軽減に努めます

（低体重出生児の把握率）

現状 95.8%（20年度） → 目標 98%（26年度）



イ 乳児家庭全戸訪問（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

出産後間もない母親は、出産時の疲労に加え新たな育児等により、心身の変調をきたしやすい状況であり、さらに核家族化などにより、周囲からの支援を受けることが困難な家庭も見受けられます。

家庭訪問員が生後4か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育て情報や地域での子育て支援の情報を伝え、孤立した子育てや育児不安の軽減に努めています。

母親に安心して訪問を受け入れてもらうため、家庭訪問員の増員や資質の向上を図るとともに、制度について市民へ広く周知し理解を深めていく必要があります。

（今後の方向性）

家庭訪問員の増員と資質の向上を図り、親子の心身の状況や養育環境の把握に努め、養育支援を行うことで虐待予防につなげます。

また、効率的な訪問活動となるよう、不在連絡票の活用や家庭訪問員が少ない地域における人材育成など、訪問体制を整えることで、家庭状況の把握に努めていきます。

さらに、母子健康手帳交付時や、出生届提出時の機会を利用して、制度の周知を図っていくことで、対象家庭全てを訪問できるよう努めます。

プランの目標

- ・孤立した子育てや育児不安の軽減に努めます

（生後4か月までの乳児がいる家庭訪問率）

現状 80.0%（20年度） → 目標 100%（26年度）



ウ 養育支援家庭訪問（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

育児ストレスや産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題により、子どもへの虐待が発生する場合があります。

そのため、虐待予防の観点から、乳児家庭全戸訪問や訪問指導、育児学級、窓口・電話相談等により、虐待の恐れやそのリスクを抱えた家庭の情報を把握し、養育支援を行っています。

また、育児への協力を得にくい家庭に対し、加重的な育児負担がかかる前に、助産師や家庭訪問員が訪問し、家事支援や育児相談を行うことで、虐待の予防に努めています。

さらに、養育支援を開始する前に支援の具体的な目標や計画などを十分検討し、実施した家庭のその後の状況変化の確認も含めて見守りを続けています。

虐待を予防するためには、虐待の恐れがある保護者や家庭に対して、早急に支援を行うことが重要です。

（今後の方向性）

関係機関との連携により、虐待の恐れやそのリスクを抱えた家庭の早期発見に努めます。また、単に家事支援などのサービスを提供するだけでなく、家庭内で適切な養育環境が継続できるように、自立に向けた支援を最終的な目標とし、虐待予防のための養育支援を行います。

プランの目標

- ・家事支援や育児相談を行うことで、虐待の予防に努め、自立に向けた支援を行います（養育支援が終了したケースの割合）

現状 97.6%（20年度） → 目標 100%（26年度）



⑥ 小児救急医療体制の整備（保健福祉政策課）

（現状と課題の整理）

小児救急医療については、入院を要しない軽症救急患者を受け入れる「小児初期救急医療機関」と入院を要する重症救急患者を受け入れる「小児2次救急医療機関」が連携しながら対応しています。

小児初期救急医療は、平日夜間（月曜～金曜の20時～23時）及び休日（日曜・祝日の10時～18時）に「佐世保市立急病診療所」において、市内小児科医の輪番により対応しています。なお、「佐世保市立急病診療所」は、平成21年6月から佐世保市中央保健福祉センター内に移転し、市民がより利用しやすい環境づくりを行いました。

小児2次救急医療は、年間365日、佐世保市立総合病院において対応しています。

小児救急医療体制の推進については、今後とも小児初期及び2次救急医療機関における連携を図る必要があります。

（今後の方向性）

小児救急医療体制の推進については、「佐世保地域保健医療計画」に基づき、「佐世保市地域保健医療対策協議会」や関係機関等と、より一層の連携を図りながら検討していきます。

プランの目標

- ・佐世保地域保健医療計画の理念に基づき、佐世保市地域保健医療対策協議会等との連携による小児救急医療体制づくりを検討します

⑦ 事故予防・SIDS予防（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

乳幼児の不慮の事故による死亡数は1～4歳児の死亡主因の第1位を占めていることから、事故予防の認識を深めるため、事故予防のパンフレット配布と10か月児歯科育児相談会での事故予防健康教育を行っています。また、家庭でも実践できるように各健診パンフレットに事故予防チェックリスト、リーフレットを添付し、予防啓発を行っています。

さらに、マタニティ学級のテキストにもSIDS（乳幼児突然死症候群）の内容を掲載することにより、周産期（※1）からの事故予防の啓発も行っています。

（今後の方向性）

事故予防やSIDS予防については、今後も継続して啓発や周知を行います。

プランの目標

- ・乳幼児の事故やSIDS予防について啓発及び周知徹底を行います

（※1）周産期

妊娠満28週、または胎児の体重が1,000グラムに達したときから、出生後1週間までの期間

⑧ 歯科保健（健康づくり課）

（現状と課題の整理）

歯科保健事業は「佐世保市歯科保健基本計画」に基づき推進しています。

乳幼児の歯科保健としては、10か月児を対象に、むし歯予防をはじめとした「お口の健康づくり」を本市独自で行っています。また、1歳6か月児・3歳児健康診査では、歯科医師による口腔内診査、歯科衛生士によるむし歯予防の指導を行うとともに、市内登録薬局で購入できるフッ化物洗口剤処方指示書を発行しています。

なお、1歳6か月児歯科健診後には、平成14年度からカリエスハイリスク（う蝕になりやすい）児に対してのフォロー（2歳児での封書による歯科受診勧奨及びアンケート調査）を行っています。

さらに、保育所や幼稚園等で、むし歯予防の取り組みを集団で進めるために、保育士や幼稚園教諭を対象とした研修会を年1回行っています。

また、障がい児に対しても、子ども発達センター利用者を対象に「歯みんぐルーム」を開催し、歯科医師による口腔内診査と歯科衛生士による歯科保健指導を行っています。

（今後の方向性）

「佐世保市歯科保健基本計画」に基づき、積極的な歯科保健の推進に努めます。10か月児歯科育児相談は、歯が生え始める早い時期からの呼びかけを行うことで歯科保健の意識啓発を行います。むし歯予防では、フッ化物の啓発・応用を推進するとともに、口腔保健の場面からの離乳への進め方、摂食機能・栄養の摂取方法など生活習慣に関わることにについて総合的な指導を進めます。また、健診時（「歯みんぐルーム」を含む）では、歯科保健指導のほかに、市内の歯科医院で予防処置ができるフッ素塗布実施歯科医療機関の紹介をはじめ、乳幼児期からのかかりつけ歯科医院を持つ必要性についても推進します。

さらに、保育所や幼稚園等ではむし歯予防（フッ化物洗口を含む）の普及・啓発と噛むことの重要性についての指導に努めます。

プランの目標

- ・10か月児歯科育児相談を契機とし、歯科保健に関する意識啓発に努めます
- ・離乳へのすすめ方・摂食機能・栄養の摂取方法など口腔保健を総合的に推進します
- ・むし歯予防でのフッ化物の啓発・応用を推進します
- ・予防処置（フッ素塗布など）をはじめとしたかかりつけ歯科医院の定着を推進します
- ・保育所や幼稚園等で、集団におけるむし歯予防の啓発に努めます

（3歳児でむし歯を持たない者の割合）

現状 68.3%（20年度）→ 目標 78.0%（26年度）

※平成24年度までに目標達成するよう推進します

(2) 子どもの健やかな成長の促進と思春期における保健対策の充実

① 子どもに関する総合相談窓口（子ども保健課子ども子育て応援センター）

（現状と課題の整理）

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、社会情勢や少子化の影響で急速に変化しています。子育て家庭は核家族化や地域との関係の希薄化により、子どもや子育てに関する問題や、家庭や経済的な問題を抱えながら孤立しているケースも増えています。

子育てや家庭に関するさまざまな相談に対応するため、平成18年4月に「子ども子育て応援センター」を設置しました。同センターでは、従来からの子どもや家庭相談に対応する家庭相談員や母子自立支援員をはじめとして、教育相談員、福祉相談員、児童福祉相談員、心理相談員を配置しており、子どもの総合相談窓口の役割に加え、虐待や子どもの問題行動、家庭問題も含めたケースワークも実施しています。

また、平成19年10月に母子世帯の就労支援対策としてプログラム策定員を配置し、母子世帯への就労支援の強化にも努めています。

さらに、様々な理由により一時的に養育に欠けることになる児童の安全を確保するため、児童養護施設でのショートステイ（※1）・トワイライトステイ（※2）を実施し、子育て支援の充実を図っています。

子どもと子育て家庭の問題については、各機関との連携を深め、家庭訪問や面接等を行うなど改善に努めています。

（今後の方向性）

子ども子育て応援センターは、相談件数も年間4千件を超えており、悩みを抱えた家庭の様々なケースに対応しています。今後もリーフレット等を作成して配布することにより、総合相談窓口として、子ども子育て応援センターの周知を図り、多様化・複雑化した悩みを持つ子育て家庭の支援に努めていきます。

プランの目標

- ・ひとり親家庭や多様な相談にも的確に対応できるよう総合相談窓口としての機能を強化し、また、総合的な情報提供に努めます

（子ども子育て応援センター相談件数）

現状 4,545件（20年度） → 目標 5,000件（26年度）

- ・相談員の質の向上を図り、また、関係機関との連携を深めることで、多様化、複雑化した子育て家庭の問題の改善に向けて対応を図ります
- ・一時的に養育に欠けることになる児童の安全を確保するため、環境整備に努めます

（ショートステイ実施箇所数）

現状 4か所（20年度） → 目標 4か所（26年度）

（トワイライトステイ実施箇所数）

現状 2か所（20年度） → 目標 2か所（26年度）

（※1）ショートステイ

保護者の病気や事故等で一時的に子どもの養育ができなくなった時、児童養護施設等において短期間子どもを預かることです。

（※2）トワイライトステイ

父子家庭等が仕事等の事由によって帰宅が夜間にわたるため、子ども（小学生）の世話が困難な時、児童養護施設等において夜間に子どもを預かることです。

② 思春期の健康と性の問題（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

10代の人工妊娠中絶率が全国に比べて高いことや「中学生生活意識調査」で性意識の低年齢化が明確になったため、平成15年度に「思春期の性教育推進委員会」を設置し、学校、医療、保健、福祉の分野が一同に会して、思春期の問題を検討することとしました。

平成17年度には、早期からの親子の関わりへの支援が必要であると考え、保育所・幼稚園やPTAの代表者の参加を求め、「思春期の性教育推進委員会」を再編成しました。

平成18年度からは、幼児期の性の健康教育「いのちのお話会」を開催するとともに、実践スタッフの養成講座を開催するなど、市民協働により実施できる環境づくりも行っています。

全国的にも、また佐世保市でも人工妊娠中絶率は低下していますが、性に関する情報は増加の一途をたどっており、性情報が溢れている現実をふまえ、それぞれの発達段階に応じた対応が必要となってきています。

（今後の方向性）

幼児期からの取組みによって、幼児には「自分自身を大切な存在として認めることができる」、保護者には「性を生として捉えて、子どもへの性に関する伝え方を知る機会にする」を目標とし、市内全域に広げるような活動に努めます。

学校、医療、保健、福祉の連携をより強化し、子どもの年齢に応じた支援ができるような取組みを進めていきます。保護者に対しても子どもの性教育に理解を持って家庭で実施できるような基盤づくりに努めます。

プランの目標

- ・「性教育推進委員会」を核とし、思春期の子ども達が、性を大切なものととらえ、自分や他人を思いやることができるような性教育の実施に努めます
- ・望まない妊娠や性感染症を防ぐための啓発に努めます

（「いのちのお話会」を実施したことがある保育所・幼稚園の比率）

現状 17.2%（20年度） → 目標 70%（26年度）

（10代の人工妊娠中絶実施率）

現状 12.2%（20年度） → 目標 全国平均（26年度）

※参考 20年度全国平均 7.6%

③ 思春期の心の問題（不登校児対策）

（学校教育課、子ども保健課子ども子育て応援センター）

（現状と課題の整理）

近年の少子化と社会情勢の変化により、子どもを取り巻く環境は変化しています。幼児期における問題と同様、思春期における悩み相談や、不登校などに関する問題は、青少年教育センターの相談員や子ども子育て応援センターの相談員が対応し、学校や子ども・女性・障がい者支援センターや、臨床心理士と連携を図り、個々の事例に対応しています。

また、思春期における心の問題への支援のため、不登校児童生徒の学校復帰を目的とした学校適応指導教室「あすなろ教室」の運営や「スクールカウンセラー」、「心の教室相談員」、「スクールソーシャルワーカー」の配置を行い、児童生徒の心のケアにあたっています。子ども発達センターでは、小児精神科医が中心となり不登校に悩む子どもの診療を行っています。

（今後の方向性）

核家族化や地域との交流の減少などにより、子育て家庭の孤立化が増え、不登校や児童虐待の原因にもなっていると考えられます。また、児童虐待、不登校や思春期に対応するため、「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」を通じ子育て世帯を包括的にサポートする体制強化を図ります。

プランの目標

- ・ 思春期の子ども対策については、学校や地域などとのさらなる連携強化を図り、問題解決に努めます
- ・ 「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の委員会・検討会・個別事例検討会議の充実を図り、情報の共有と各関係機関との連携強化に努め、子どもに関する問題解決に努めます



④ 子どもとその家族への支援（カウンセリング）（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

子どもの発達に対する理解と地域の中で支えあう「人」づくりを目的としてカウンセリング講座を開催し、子育て関係者や支援者のカウンセリング技術の習得とレベルアップを図っています。講座には、医療従事者や教育関係者、保育士、民生委員児童委員、主任児童委員、保護者が参加し、子どもとその家族を支えるため家庭、学校、職場、地域が一体となったネットワーク化を目指しています。

平成13年度より、カウンセリング基礎講座受講修了者が、「地域で子どもを支える会（不登校の子どもを支える会）」を、2箇所の地区公民館で毎月1回開催しており、保護者の精神的な支えとなっています。

（今後の方向性）

身近な地域の中で心の悩みを気軽に相談できる人材の育成が必要であり、カウンセリング基礎講座開催などの継続が必要です。これまでは、教育関係者、保育士などの参加が多い状況でしたが、今後は民生委員児童委員、子育てサポーター、サークルのリーダーなどを対象とし、スキルアップや子育てサポーター養成講座との合同開催も検討します。

また、受講者が、地域での活動に向けた取組みができるような「場」づくりを支援します。

プランの目標

- ・ カウンセリング基礎講座を開催し、子育て関係者や支援者のカウンセリング技術の習得とレベルアップを図ります
- ・ 悩みを抱える家庭への支援などを行うグループリーダーの育成を推進します

（カウンセリング基礎講座 延べ修了者数）

現状 501人（20年度）→ 目標 750人（26年度）



⑤ 子育てサポーター養成による育児家庭支援（子ども保健課）

（現状と課題の整理）

子育てサポーター養成講座を開催し、育児学級などにおける子育て支援の援助や、乳幼児健診での見守りの協力を依頼しています。さらに、平成20年度からは、乳児家庭全戸訪問事業で家庭訪問員として活動しているサポーターもいます。

しかし、合併町などサポーターが少ない地域もありますので、全市的な拡大が必要です。

（今後の方向性）

子育てサポーター養成講座を修了して活動を行っている人に対し、研修を行うことでスキルアップを図り、子育てサポート体制を強化します。

なお、サポーター養成講座については今後も継続し、人材の育成と活動の促進に努めます。

プランの目標

- ・ 子育てサポーターの養成支援により、地域での子育てサポート体制を充実します
- ・ 講座修了者で活動を行っている人に対して、フォローアップ研修を実施します。
- ・ 子育てサポーターの少ない北部地域や合併町でも養成講座を開催し、人材の育成に努めます
- ・ 母子保健推進員等のいる地域では、人材の活用を図っていきます

（子育てサポーターとして家庭訪問員や乳幼児健診で活動している人数）

現状 28人（20年度）→ 目標 40人（26年度）



⑥ 子どもの健全な育成の推進（子ども育成課、社会教育課）

（現状と課題の整理）

市内では、青少年健全育成会をはじめ、子ども会やPTAなど、子どもの健全な育成を目的とした団体が各地域で活動しています。これらの団体は、青少年の健全な育成や指導者の育成のために関係機関・団体とより一層の連携を図るとともに、PTA研修会や青少年育成研修会など、さまざまな機会を通じて意識啓発や推進活動を実施しています。

また、社会環境の変化により、子どもたちの自然体験や社会体験など様々な体験活動の不足が指摘されています。子どもの健全育成活動の役割は、一層重要なものになってくると考えられます。

一方、社会環境や家庭環境の変化に伴い、子どもの食生活や睡眠において、様々な問題が見受けられるようになりました。子どもにとって食育は、心と体を育てる大切なものです。平成17年6月に食育基本法が成立し、本市では平成18年12月に「食育推進計画」が策定されるなど、食育の重要性が浸透してきました。子どもの健やかな成長のために大切な「食育」については、食育に関する講演会や講座の開催、アレルギー食の情報誌を作成するなど、その推進に努めました。また、平成19年度からは、中学校給食が試行されています。

（今後の方向性）

子どもの健全育成活動の地域への浸透と普及啓発を目的として、活動状況等の情報発信を行います。また、子どもの健全育成をより効果的に進めていくため、家庭における健全な食習慣の確立などを目的とした食育講演会や離乳食講座と実習、幼児食実習などを実施します。今後も「食の大切さ」や「子どもの健全な発達」を積極的に発信し、啓発、推進活動を進めていきます。

プランの目標

- ・食育を通した子どもの健全な育成について積極的に情報発信を行います
- ・子どもの健全な育成の今後の方向性について、十分な検討を行います
- ・研修会・講演会・実技研修会等の参加者のアンケートを分析し、その結果に基づいて、次年度以降の研修会・講演会・実技研修等を計画します
- ・食育に携わる機関相互の連携を推進します

（離乳食講座と実習の参加者数）

現状 152人（20年度） ⇒ 目標 160人（26年度）

（食育講演会や幼児実習の参加者数）

現状 112人（20年度） ⇒ 目標 160人（26年度）

⑦ 子ども発達センターと地域における障がい児支援

ア 子ども発達センターにおける取組み（子ども保健課子ども発達センター）

平成 10 年 4 月に開設した子ども発達センターは、発達の遅れが疑われる子どもや障がいのある子どもが診察、訓練を受けるとともに、母子通園による小規模保育など障がい児への各種相談・支援を行う「療育部門」と、全ての子どもや子育て中の親が自由に遊び、交流や情報交換ができる「親子交流部門」があります。

「療育部門」では心身の発達や心理・行動面に心配のある子どもについて、医師の診療や検査情報を総合的に検討したうえで理学療法・作業療法・言語聴覚療法・心理療法を行っています。

また、障害児等療育支援として、家庭訪問や巡回による相談・指導を行う「訪問療育」、在宅の障がい児や保護者に対する外来による相談・指導の「外来療育」、障がい児保育等に携わる職員の療育技術向上のための「施設支援」を知的障害児通園施設すぎのこ園と共同で実施しています。

その他、診療により集団療育が必要とされた子どもに対し、保育士が中心となって医師やセラピストとともに母子通園による小集団保育訓練をとおして発達の支援をする「障害児通園（デイサービス）」を行っています。

「親子交流部門」は保育士、子育てサポーター等が協力し、親子が自由に遊ぶことのできる場の提供することを目的とした「わいわい広場」、巡回子育て支援「シーユー」、小グループ保育「のびのび」、多胎児支援「ツインズ」の他、育児講座、育児相談、イベント等を行っています。

（現状と課題の整理）

発達センターを地域の子育て支援活動及び療育の拠点施設と位置づけ、関係機関との連携の強化、事業の拡充に努めてきました。

受診要因や相談内容の多様化に対応するため、平成 18 年度より「小児心療科」を開設し、常勤の小児精神医による心理・行動面に心配のある子どものための外来を行うなど事業拡大を行っています。

また、保育所・幼稚園・学校等における障がい児との交流を目的とした支援を行うとともに地域子育て支援センターを活用して、虐待グレーゾーンなど育児機能の弱い家庭に対する相談支援や関係機関との連携強化に努めてきました。

<診療>

小児科（総合相談）では、心身の発達に心配のある子どもについて、健康面・発達面の評価や療育の方向付けを行っています。療育サービスを開始した後は定期的に経過をみて、保護者の相談に応じるなどセラピー（治療・療法）の効果を確認しています。

小児心療科では、心理・行動面で心配のある子どものための外来を行っています。

耳鼻咽喉科、整形外科を含む診療部門全体の受診患者数は5年間の平均で年間 8,347 名、小児心療科が始まった平成 18 年度以降 3 年間の平均では 8,837 名となっており毎年増加傾向となっています。

申し込みから受診までの期間を 2～8 週間内に受診できるよう努めていますが、場合

によってはそれ以上もあり、利用者の増加に対する対応が必要です。

＜障害児等療育支援事業＞

センターの医師やセラピスト（※1）等が障がい児の通園・通学する保育所・幼稚園・学校等の関係機関や自宅などの訪問を行い、療育指導や研修を行うほか、当事者や親の会へ外部講師を派遣するなど各々の取り組みは安定した実績を残しています。

なお、過去5年間の実績は訪問療育指導が年平均300件、外来療育指導が1,961件、施設支援が260件となっています。

＜障害児通園（デイサービス）事業＞

過去5年間の新規登録者数は年平均23人、延べ利用者数は1,024人となっています。

運動の遅れ、多動、対人関係の未熟など主訴に応じたグループ別保育の実施や利用児童の兄弟の託児を実施するなど、より利用しやすい体制づくりに努めています。

＜親子交流部門＞

「地域子育て支援センター」等の平成20年度の利用者は、平成19年度と比較した場合、概ね10%程度減っています。

これは、市内の子育て支援センターが十分に機能してきていること、さらに保育所・幼稚園等の園庭開放や児童センターの午前中開館の増加もあり、地域に根ざした子育て支援が充実してきていることによるものと考えられます。

現在は多胎児親子の集い、転勤が多い家族の親子の集いなど同じような環境、心配事を抱える親子を対象とした子育て支援を行うなど、多様なメニューで充実を図っています。

発達センターは地域における子育て支援活動及び療育の拠点施設としての役割を果たしていますが、障害のある子どもに対する環境はもとより、虐待やネグレストの問題も増加するなど最近の子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の変化に対応するため、発達センター内の各々の事業間で連携・協力に努め、保育所・幼稚園・学校等の子どもの成長・発達に関する機関、病院、診察・訓練に関する機関、その他保護者支援に関する親の会等との連携についてより一層の強化を図り、事業を推進していくことが求められています。

（※1）セラピスト

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士

（今後の方向性）

今後も引き続き発達センターを療育と子育て支援活動の拠点施設と位置づけ、同センターを中心に療育部門に関する取り組みの中で保育所・幼稚園・学校等における障がい児との交流を目的とした保育・教育を支援します。また、地域子育て支援拠点事業を活用して、虐待グレーゾーンなど育児機能の弱い家庭に対する相談支援や関係機関との連携強化に努めます。

プランの目標

- ・関係機関との連携強化に努めます

（関係機関とのネットワーク会議（※1）実施回数）

現状 24回（20年度） → 目標 32回（26年度）

- ・0歳から18歳までの多様な障がいタイプの障がい児への支援を推進します

（特別支援教育対象者（※2）のうち発達センター利用者の占める割合）

現状 88.2%（20年度） → 目標 100%（26年度）

- ・地域における療育支援体制の整備に努めます

また、保育所・幼稚園・学校等、障がい児を受け入れている施設への支援充実を図ります

（障害児等療育支援事業における施設支援、訪問療育指導件数）

現状 603件（20年度） → 目標 610件（26年度）

- ・障害児通園（デイサービス）については、個別支援プランを作成して一層の質の向上に努めます

また、利用児童の兄弟児に対する託児を実施するなど、保護者支援を行います

（登録者の年間利用予定者数に対する延べ利用者数の割合）

現状 47.3%（20年度） → 目標 60.0%（26年度）

- ・小グループ保育「のびのび」の拡大を行い、子育て支援の取組みにおいて早期の介入・支援に努めます

（小グループ保育「のびのび」の実施回数）

現状 40回（20年度） → 目標 60回（26年度）

（※1）関係機関とのネットワーク会議

「子ども発達センター運営協議会（関係者連絡会含む）」、「幼児教育連絡会」、「地域教育支援連絡会」、「子どものリハビリ連絡会（療育ネットワーク会議含む）」、「児相すぎのこ連絡会」、「佐世保市子育て支援担当者連絡会」を総称したものです。

（※2）特別支援教育対象者

子ども発達センターにおいては、「特別支援学校」、「特別支援学級」、「情緒通級指導教室」に入学した児童のことです。

イ 知的障害児通園施設すぎのこ園における障がい児支援（子ども育成課）

（現状と課題の整理）

知的障害児通園施設すぎのこ園は、知的障がいを持つ概ね2歳からの子どもの集団保育を目的としていますが、現状は、知的障がいだけでなく肢体不自由など重複する障がいを持つ児童も半数程度入所しています。

本事業の目的である障がい児の集団保育については、目的を達成しており、更なるサービスの向上に努めています。

平成18年10月の障害者自立支援法の改正により、児童福祉法が一部改正され、措置制度から利用契約制度になりました。また、保育所等での障がい児受け入れを促進するべきとされ、障がい児の専門施設であるすぎのこ園と保育所等との連携強化が求められており、障がい児保育における専門的技術の伝達の重要性は高まっています。

（今後の方向性）

知的障害児通園施設すぎのこ園は、子ども発達センターとの連携強化を図ります。

これまですぎのこ園に通っていた児童が、希望に応じて円滑に保育所等に通えるようにするため、保育所等との連携を図っていきます。また、障がい児保育の中核として、専門性の活用を図り、他の施設の保育士等への指導、支援、専門的技術の伝達等を行い、本市における障がい児保育の質の向上に努めていきます。

さらに、開所時間を含めた施設のあり方についても検討します。

プランの目標

- ・障がい児保育の一層の質の向上に努めます



ウ 保育所・幼稚園等における障がい児支援（子ども支援課、子ども育成課）

（現状と課題の整理）

市内に3か所ある拠点保育所（※1）では、子ども発達センターや保健師・臨床心理士との連携で、発達に不安のある幼児への小集団保育や育児相談など、積極的に障がい児への支援を行っています。

幼児教育センターでは、育児不安に対する相談機能の充実を図っています。公私立保育所・幼稚園等においても、障がい児の受け入れを行っています。保育所においては障がい児受け入れ促進の目的で、障がい児を受け入れるための人件費や施設整備費、備品購入費を補助しています。

公立幼稚園では、障がい児と各関係機関をつなぐ役割としての特別支援教育コーディネーターを配置しています。

障がい児を受け入れている保育所・幼稚園等に対しては、子ども発達センターの地域療育支援による専門職からの助言指導や障がい児保育への専門的知識が必要であり、子ども発達センターや知的障害児通園施設すぎのこ園との更なる連携が必要です。

（今後の方向性）

拠点保育所の機能の1つとして、心身の発達を促す小集団保育や育児相談を推進します。幼児教育センターでは、在宅の障がい児家庭に対する相談機能の充実を図るとともに、障がい児に対する理解を深めることを目的とした研修会等を開催します。

また、保育所・幼稚園等における障がい児の受け入れを推進するとともに、子ども発達センターの地域療育支援による専門的・技術的支援を進めます。さらに子ども発達センターと知的障害児通園施設すぎのこ園との連携を強化し、障がい児家庭の子育て支援の推進に努めます。

私立保育所については、障がい児の受け入れ体制を整えるため、職員配置のための人件費補助や障がい児に対応した施設の整備・備品購入費の補助などを引き続き行います。

プランの目標

- ・保育所・幼稚園等における障がい児の受け入れを推進します

（障がい児保育実施可能保育所数）

現状 19か所（20年度） → 目標 42か所（26年度）

（※1）拠点保育所とは、正式名称ではありませんが、本計画では、保育所としての基本的な保育機能と、地域の子育て支援に携わる子育て支援センターの機能を両方を併せ持った、地域の核となるような公立保育所のことを言います。

(3) 子育て世帯への経済的な支援

子どもの医療費や保育所・幼稚園等の保育料など、子どもを育てるためには様々な経費がかかり、少子化の一因になっていると考えられます。

平成20年度に実施した「佐世保市の少子化に関するアンケート調査」においても、経済的負担を理由に子どもをつくらないという意見が多く、同時に、子どもを産み育てるために必要なこととして最も求められているものは、「行政の経済支援」でした。

「福祉医療制度」や「児童手当」など、国や県の制度を活用した経済的支援に加え、「幼稚園就園奨励費の単独助成」や「保育所保育料の軽減」など、本市独自の支援策に取り組んでおり、これからも子育て世帯が子どもを産み育てやすいよう支援を行っていきます。

① 乳幼児福祉医療制度（子ども支援課）

乳幼児の保護者に対し、医療費の助成を行うことで経済的負担を軽減しています。制度や申請方法等について更に周知を図るとともに、支給方法など制度の利便性の向上についても検討を行うなど、子育て世帯の負担軽減を図ります。

② 子ども手当（子ども支援課）

次代の社会を担う子どもの育ちを支援することを目的として、中学校修了前の児童を養育している保護者に手当を支給する子ども手当制度が平成22年度から創設されます。

これまでの児童手当に代わり、対象を小学校修了前の児童から拡大し、支給額を増額する等大幅な制度の改正が行われています。これからも制度の見直しが考えられ、本市においても国の動向を見ながら、適切に対応していきます。

③ 児童扶養手当（子ども支援課）

ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の推進を図ることを目的として、18歳未満の児童等を養育している保護者に児童扶養手当を支給しています。これまでは母子家庭を主に対象としていましたが、平成22年度以降は父子家庭も対象となるよう制度が改正される見込みであり、本市においても国の動向を見ながら、適切に対応していきます。

④ 父子手当（子ども政策課）

児童の福祉の増進を図ることを目的として、父子家庭に対して父子手当を支給しています。父子手当は本市独自の支援制度ですが、今後、国の制度等の動向を見ながら、検討を行っていきたいと考えます。

⑤ 幼児教育・保育に対する支援（幼稚園就園奨励費・保育料軽減）（子ども支援課）

幼稚園教育については、一層の普及と就園の奨励及び就園率の向上を図るため、幼稚園就園奨励費を支給して、保護者の負担軽減を図っています。更に、本市独自の制度として私立幼稚園在園児を対象とした就園奨励費補助と、2歳児に対する就園奨励補助（※1）を実施しています。

また、保育所の保育料については、国の基準よりも更に細分化し、金額を低く設定することで、保護者の経済的な負担軽減を図っています。

（※1）月額4,000円。ただし、在園期間により異なります。

（４） 幼児教育センターにおける取組み

（設立からの経緯）

幼児教育センターを平成15年4月に設立して7年が経過しました。幼児教育の拠点として、研修会等を通して幼児教育関係者の資質向上を目指すとともに、子育て支援事業や広場事業等を通して、幼児教育の充実を図ってきました。平成20年4月からは子ども未来部の新設に伴い、就学前の子どもの幼児教育と子育て支援を一体的に推進していくことになり、より良い育ちにつなぐことを目指しています。

また、「幼児教育あり方検討会」から平成21年3月に「幼児教育のあり方について」の報告を受け、平成21年度から幼児教育の推進・充実を図るために幼児教育講座を新設し、幼児教育関係者の資質向上を図っています。

① 幼児教育センターにおける幼児教育の充実（子ども育成課）

ア 幼稚園・保育所等と小学校の連携の推進

（現状と課題の整理）

幼稚園・保育所等と小学校の連携は、「小1プロブレム」を背景に重要視されるようになりました。幼稚園・保育所等と小学校とは、生活面や教育面で大きな違いがありますが、ゆるやかな連続性が求められています。幼保小連携のあり方は、職員間、幼稚園児・保育園児と小学生間の様々な交流を通して、相互理解を図る一方、連携の体制づくりが課題となっています。

（今後の方向性）

幼稚園・保育所等と小学校の連携の推進を図り、就学への円滑なスタートや学習意欲の向上につなげます。従来の「幼保小連携講座」に加え、地域ごとに職員相互の交流・協議の場を設け、地域内の幼稚園・保育所等と小学校をつなぎ、幼保小連携の推進を図ります。

プランの目標

- ・地域別に幼稚園・保育所・小学校が一同に集まり、話し合う場をつくります
（地域別協議会の実施回数）

現状 0回（20年度） → 目標 3回（26年度）

- ・幼保小連携講座にグループ協議を導入するなど、内容の充実を図ります
（幼保小連携講座の参加者数）

現状 282人（20年度） → 目標 330人（26年度）

イ 教職員や保育者等の研修

（現状と課題の整理）

子どもを取り巻く環境の変化に伴い、幼稚園・保育所等に期待される役割は拡大しています。幼児教育センターは、現場の実態やニーズに応じた研修や講座を行うなど、教職員や保育士の幼児教育の拠点的作用を担っています。今後は、更に情報収集を行い、研修や講座内容の充実を図ることが重要です。

（今後の方向性）

「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「小学校指導要領」の改訂に伴い、教職員・保育士の役割の重要性を再認識し、保護者の支援並びに家庭と連携を図りながら時代に対応した幼児教育を目指し、幼児教育関係者の資質向上に努めます。

プランの目標

- ・ 幼児教育関係者のさらなる資質向上を目指し、内容の充実を図ります

（講座・研修会の参加者数）

現状 1,331人（20年度） → 目標 1,400人（26年度）

ウ 特別支援教育研修

（現状と課題の整理）

教育や保育の現場において、集団生活に適應できないなど特別な支援が必要な子どもが増えてきており、教職員・保育士には特別支援教育に関する専門的知識と対応力が求められています。そのため、専門機関との連携体制も重要となっています。

また、特別支援教育に関する研修のニーズも高まり、研修内容の充実が求められています。

（今後の方向性）

特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援体制を推進するため、教職員・保育士の研修の充実とともに相談体制を明確にします。養護学校・ことばの教室や子ども発達センターなどと連携し、教育相談や研修会・講座を実施します。

プランの目標

- ・ 関係機関と連携し、教育相談や研修会、講座を実施します

（教育相談の実施回数）

現状 10回（20年度） → 目標 10回（26年度）

（研修会・講座の参加者数）

現状 160人（20年度） → 目標 240人（26年度）

② 幼児教育センターにおける子育て支援の充実（子ども育成課）

ア 子育て講演会や講座による子育て支援

（現状と課題の整理）

子育てが地域の中で孤立してしまったり、多様な情報に振り回されたりするなど、様々な要因により、育児不安を抱える親が増えています。このため、正しい育児情報の提供や地域全体で子育てを支えていくという意識を醸成するための講演会や講座を行っていく必要があります。

（今後の方向性）

子どもと子育てをみんなで支えていくという意識を高めていくために、その重要性や役割などに関する子育て講演会や講座を、保護者や一般市民を対象に開催します。特に親育ち講座や企業・父親育児促進事業の充実を図ります。

プランの目標

- ・子育ての意識啓発の活性化のため、講演会や講座を開催します

（子育て講演会・子育て講座の参加者数）

現状 1,839 人（20 年度） → 目標 2,000 人（26 年度）

（上記のうち、主な子育て講演会・子育て講座の開催回数）

（子育て講演会）

現状 2 回（20 年度） → 目標 2 回（26 年度）

（親育ち講座）

現状 16 回（20 年度） → 目標 24 回（26 年度）

（孫育て講座）

現状 2 回（20 年度） → 目標 2 回（26 年度）

（企業・父親育児講座・相談会）

現状 3 回（20 年度） → 目標 5 回（26 年度）

（子育て支援親子遊び・講演会）

現状 0 回（20 年度） → 目標 2 回（26 年度）

（離乳食講座・幼児食講座）

現状 13 回（20 年度） → 目標 21 回（26 年度）

イ 在宅家庭への子育て支援

（現状と課題の整理）

幼児教育センターでは、未就園児家庭への子育て支援を目的に子育てボランティアと保育士による親子で遊べる広場（きらきら広場）を設置しています。

併設の幼稚園があるという利点を生かし、幼稚園教育を知る機会と、子育て経験豊富なボランティアや保育士による子育て相談などを行う親子遊びの場となっています。

今後は、子育て支援の多様化に伴い、きらきら広場の質の向上と内容の充実が求められています。

（今後の方向性）

子育て支援親子遊びの内容を検討し、更なる充実を図ります。

また、ボランティアなど子育て支援者の育成を図ります。

プランの目標

- ・ 幼児教育センターのきらきら広場を継続し、親子のふれあい体験、親子遊び、子育て相談等を継続します
- ・ きらきらだよりを継続して発行します
- ・ 遊びのコーナーにおける子育て支援の充実を図ります

（きらきら広場の参加者数）

現状 1,015人（20年度） → 目標 1,100人（26年度）

（子育てトークの開催回数）

現状 4回（20年度） → 目標 5回（26年度）

（子育て支援親子遊びの開催回数）

現状 3回（20年度） → 目標 5回（26年度）



ウ 子育て支援に関する総合的な調整

（現状と課題の整理）

幼児教育センターでは、子育てに関する相談業務や子育て支援に関する情報の収集・広報のほか、幼稚園・保育所等の苦情処理などの対応、関係機関との連携や連絡及び調査など、幅広い事業を行っています。これらの子育て支援に関する取り組みは、常に実情に根差して実施する必要があります。

また、「子育てサークルネットワークさせほ」の事務局として、各サークルの支援やサークル間の連携（つながり）強化に努めています。しかし、活動する場所の確保やリーダー育成及び保育技術の向上など今後の対応が必要です。

（今後の方向性）

実情を常に把握するように努め、実情に即した子育て支援を実施していきます。

更に関係機関との連携を密にし、地域一体となって子育てする気運を高めます。

また、子育てサークルの活動について様々な手段で情報提供を行うとともに、子育て支援センターとの連携により、個々のサークルへの支援充実、サークル活動者の資質向上、サークル間の交流促進など市全体のサークル活動の充実を図ります。

プランの目標

- ・子育て支援者や子育て支援関係機関等の、子育て支援ネットワークの更なる充実を図ります
- ・子育てサークル間の連携とともに、子育て支援センター等との連携を図り、サークル活動の充実と資質向上を目指します

③ 幼児教育・子育て支援全般に関する調査・研究事業（子ども育成課）

（現状と課題の整理）

「幼児教育」や「子育て支援」に関して、様々なメディアを通して定期的に情報提供をしています。近年、様々な情報があふれる中、専門的な立場から調査・研究を行い、確かな情報発信をすることが課題とされます。

（今後の方向性）

「幼児教育」や「子育て支援」に関して、研究結果等の情報収集や、必要に応じて調査・研究を行うなど、様々なメディアを通しての情報発信を実施します。

プランの目標

- ・ホームページで「幼児教育」や「子育て支援」に関する研修会等の内容を発信します
- ・幼児教育センターだよりを継続して発行します
- ・幼児教育センター研修のまとめを継続して発行します

(5) 子どもが心身ともに健全に育つための教育環境の整備

① きめ細かな学校教育の充実

ア 信頼される学校づくり（学校教育課）

（現状と課題の整理）

児童生徒に「確かな学力」と「豊かな心」、「健やかな体」を育成することは、保護者や市民の強い願いです。

「信頼される学校づくり」を推進するためには、各学校において特色ある学校づくりを推進し、これらの能力の育成を進めていくことが重要であると考えています。

そのためには、「学校力」・「教師力」の向上、「学校における教育活動の積極的な公開」、「学校評価・学校評議員・学校支援会議等を活用した各学校の教育活動の改善」という点から、地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

また、佐世保市の特色である九十九島等の自然環境や歴史遺産等、さらに、豊かな国際色を活用した体験的な学習活動を展開することによって、郷土を愛し、国際社会で活躍することのできる人材の育成を進めていかなければなりません。

（今後の方向性）

信頼される学校づくりを推進していくために、教職員研修のさらなる充実を進めるとともに、各学校のホームページの充実を進め、情報公開に努めます。

さらに、すべての小・中学校において学校評価を実施し、その結果を公開します。

また、郷土の自然、文化、歴史を生かした特色ある体験的な教育活動の充実に努めます。

プランの目標

・特色ある学校づくりを推進するとともに、児童生徒・保護者・地域に「信頼される学校づくり」に努めます

（学校評価で「学校の指導方針は共感でき、特色ある教育活動に満足している」と感じている児童生徒、保護者、地域住民の割合）

現状 79 % (20年度) → 目標 90 % (26年度)



イ 確かな学力の向上（学校教育課）

（現状と課題の整理）

「新学習指導要領」では、教育基本法等の改正を受け、「確かな学力を基盤に据えた生きる力の育成」を大きなねらいとしています。

このような中、「教務主任研修会」、「研究主任研修会」等の研修会の計画的な実施と研究実践校の取り組み等により、「確かな学力」の習得・習熟のための効果的な方策を明らかにすることで、教職員の資質向上を図っています。

平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査における本市児童・生徒の学力の実態として、「基礎的・基本的な知識・技能」は、全国とほぼ同じ状況にあり、一定程度身につけているものの、全国的な課題となっています「知識・技能を活用する力」の定着については、全国と同様の課題が見られます。

今後は、「確かな学力」の向上のため、基礎学力の一層の定着と活用する力の育成を図る授業への教育指導改善が必要となります。

（今後の方向性）

全国的な課題となっています「知識・技能を活用する力」の育成については、「新学習指導要領」がねらいとしている「子どもたちに身につけさせたい学力」、更には「生きる力」の育成にもつながることから、学力調査結果の分析をもとに、教育指導計画の見直し及び学習指導法の改善を図ります。

プランの目標

- ・「教務主任研修会」「研究主任研修会」等の研修を実施し、各主任クラスの資質向上と学校教育の動向について、周知を図ります
- ・教職員対象の各種研修会を実施し、指導力向上を図ります
- ・研究校を指定し、学校力向上を図ります

（学校評価で「先生は子どもをよく理解し、授業が分かりやすい」と感じている児童生徒、保護者、地域住民の割合）

現状 78 %（20年度） → 目標 90 %（26年度）



ウ 豊かな心の育成（学校教育課）

（現状と課題の整理）

平成16年度から進めていた佐世保市立全中学校への道徳副読本整備は完了し、各中学校においてその活用が図られております。

また、平成17年度から毎年度6月を「いのちを見つめる強調月間」として設定し、道徳授業の公開や豊かな体験活動の実施など、心の教育の充実を図る取り組みを行ってきました。

しかしながら、変化の激しい現代社会の中で、本市においても暴力行為やいじめ、不登校など憂慮すべき状況があり、心の教育のさらなる充実が学校教育における最重要課題です。これまで学校における道徳教育は、教育活動全体で実践され、さらに家庭・地域と連携しながら心の教育の推進が図られていますが、この協力体制を基に、学校・家庭・地域社会の連携を一層図りながら、心の教育を進めていく必要があります。

（今後の方向性）

「豊かな心の育成」の一環として、学校においては、道徳教育のさらなる充実が求められています。道徳教育の要となる「道徳の時間」の活性化を図るため、佐世保市の児童・生徒の心に響く授業づくりを進めます。

また、児童生徒の理解をはじめとした心の教育推進のため、教職員を対象とした研修会や、保護者・地域の方々を含めた研修会及び講演会の充実を図り、学校・家庭・地域の連携を一層進めます。

プランの目標

- ・道徳教育の要となる「道徳の時間」の充実を図ります
- ・研修会及び講演会の充実を図り、学校・家庭・地域の連携を一層進めます

（講演会の参加人数）

現状 600人（20年度） → 目標 700人（26年度）



エ 健やかな体の育成（スポーツ振興課）

（現状と課題の整理）

生活の利便化等により、子どもたちの体力・運動能力が低下しています。また、少子化に伴う生徒数の減少等により、運動部活動に支障が生じるなど、子どもたちを取り巻くスポーツ環境が変化しています。

このような状況であることから、身近な地域でスポーツに親しむことができ、地域住民の世代間交流を目的にした、「総合型地域スポーツクラブ」の設立を積極的に推進しています。

（今後の方向性）

子どもたちが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するため、優れた指導者の確保や育成、指導方法の改善等を進め、学校体育の授業を充実させます。

また、子どもたちが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携を推進することにより、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

今後も、「総合型地域スポーツクラブ」の設立を積極的に推進するとともに、地域コミュニティとしての核となり、生涯スポーツへとつながる活動となるよう指導・支援を行っていきます。

さらに、市民スポーツ情報サイト「ふれい」や広報誌等を活用して、設立クラブの広報活動の充実を図ることで、市民の理解を深め、利用促進の支援を行っていきます。

プランの目標

- ・総合型地域スポーツクラブの設立を推進します

（総合型地域スポーツクラブ）

現状 4か所（20年度） → 目標 7か所（26年度）

※平成22年度までに目標達成するよう推進します



② 子どもの環境問題の解決へ向けた学習意欲の高揚（環境保全課）

（現状と課題の整理）

子どもたちが環境問題に関心を持ち、自主的な環境保全活動を行うようになるために、環境学習の場や機会の提供、活動支援を行っています。近年の地球温暖化に代表される環境問題を鑑みると環境教育・環境学習の更なる充実が必要な状況です。

環境保全活動・環境教育推進法（平成15年制定）、国の環境基本計画（平成18年改定）など環境教育・環境学習に係る関係法令等においても、子どもたちへの環境教育や環境学習が非常に重要視されてきています。

本市においても、平成21年3月に改定した「佐世保市環境教育・環境学習計画」に基づき、「人づくり」「地域づくり」の一体的な推進にあわせ、それらを支えていくための拠点の整備と制度の充実化（ネットワークづくり）という3つの柱を中心として、総合的に環境教育・環境学習を推進しています。

（今後の方向性）

次代を担う子どもたちの環境問題の解決へ向けた学習意欲の高揚を目指し、「佐世保市環境教育・環境学習計画」に基づき、子どもたちへの環境教育や実践活動の機会の充実を図ります。

学校における環境教育・実践活動の促進のために佐世保市学校版環境ISOを推進するとともに、地域における子どもたちの環境学習を支援します。

プランの目標

- ・子どもたちが自然体験学習を行う場の提供や、環境問題について考え、行動する機会を提供していきます

（こどもエコクラブ※1）登録数

現状 971人（20年度）→目標 1,000人（26年度）

（講座・研修会等の開催回数）

現状 32回（20年度）→目標 42回（26年度）

（佐世保市学校版環境ISOの導入学校数）

現状 4校（20年度）→目標 全小中学校（26年度）

※平成22年度末までに全小中学校で導入できるよう推進

（※1）こどもエコクラブ

子どもが誰でも参加できる環境活動クラブのことで、2人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成されます。

(6) 子どもの安全・安心な生活環境の整備

① 児童虐待への対応（子ども保健課子ども子育て応援センター）

（現状と課題の整理）

近年、大きな社会問題となっている児童虐待は、密室内の事案であるため、その発見と正確な実態を把握することは困難です。しかし、対象の多くが幼い乳幼児であるだけに、早期発見と対応に努めることが必要です。最近では市民の意識も高まったため、通告等も多くなされるようになっており、それを受けて、子ども子育て応援センターをはじめ、関係機関が迅速に対応することで、被害の深刻化を最小限に抑制するよう努めております。

本市では、平成14年3月、教育分野で行っていた「佐世保市相談機関連絡協議会」を前身とした「佐世保市子ども安心ネットワーク」を構築し、その後、平成18年4月には児童福祉法に定められる「要保護児童対策地域協議会」として位置づけた「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」を設置しました。

同協議会では、定期的な委員会・検討会を実施するほか、必要に応じて個別ケース検討会を開催し、虐待への速やかな対応を行っています。さらに、児童虐待の早期発見のために関係機関や地域住民を対象とした講演会を開催し啓発に努めています。

（今後の方向性）

児童虐待防止については、母子健康手帳交付時や乳児家庭の全戸訪問、各種健康診査など周産期からの母子保健事業を通じて、虐待グレーゾーンなどの早期発見に努め、適切な支援を推進するとともに、市民への意識啓発に努めます。

「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」では、虐待問題のほか、全ての子どもと子育て家庭の様々な問題に対する予防や対応など包括的にサポートを行います。

また、一層迅速な対応ができる体制を保持していきます。そのためにも、児童虐待に対応する職員や地域の関係者への研修を実施し、その資質の向上を図るとともに、虐待予防や虐待を受けた児童及びその親に対する心のケアの充実にも努めていきます。

プランの目標

- ・周産期からの母子保健事業を通じて、虐待グレーゾーンなどの早期発見に努め、適切な支援を推進します
- ・児童虐待防止について市民への意識啓発に努めます
（「子どもの相談窓口早見表（改定版）」を作成し配布します）
- ・児童虐待に対応する市の担当職員や関係者への研修を実施し、資質の向上に努めます
- ・児童虐待の早期対応を図るとともに、問題解決に向けて対応を強化します

（児童虐待問題終結の割合）

現状 37%（20年度） → 目標 45%（26年度）

② 子育てバリアフリーの推進（子ども政策課、子ども育成課）

（現状と課題の整理）

妊婦や子ども連れの保護者等は、階段や段差がある場所での移動、扉の開閉等が困難であり、通常よりも外出が困難であると考えられます。

また、ベビーベッドやベビーチェアの設置、授乳室等の整備が進んでいないなど、子ども連れて利用しにくい施設もあります。

そのため、妊婦や子ども連れの保護者等が安心して利用できる施設に整備するなど、気軽に外出できる環境を整えることが必要です。

（今後の方向性）

妊婦や子ども連れの保護者等が安心して外出できるように、子育てバリアフリーについて意識啓発を行います。

また、公共施設等の子育てバリアフリー化を推進するとともに、それらの施設について市のホームページ等で広報します。

プランの目標

- ・ 公共施設のバリアフリー化状況をホームページ等で広報するなど、バリアフリー化を推進します

③ 幼児交通安全教育（交通安全対策課）

（現状と課題の整理）

市内の保育所や幼稚園、認可外保育施設等に出向き、未就学児に対し、紙芝居や視聴覚教材を利用して、具体的な場面を設定するなど、わかりやすい幼児交通安全教育を実施しています。

また、児童生徒の通学時においては、市内3地区の交通指導員会の指導員53名が安全通行の指導を行っており、交通安全を確保し交通事故防止を図っています。

（今後の方向性）

発達段階における交通安全教育は、子どもの交通事故防止・交通安全意識の高揚に不可欠であるため、「第8次佐世保市交通安全計画」に基づき、交通安全教育指導員の資質向上を図りながら、より良い交通安全教育を実施していきます。

また、より多くの幼児に対して交通安全教育を実施するために、保育所や幼稚園、認可外保育施設等に加え、「子育て支援センター」や「子育てサークル」などに出向くことで、在宅の子どもに対しても幼児交通安全教育を推進していきます。

プランの目標

- ・ 子どもの交通事故防止を図ります
- ・ 交通安全に対するルールを遵守し、交通マナーを実践する態度や安全通行のための基本的な技能及び知識を習得させます

（幼児交通安全教育実施施設数）

現状 122 施設（20 年度） ⇒ 目標 148 施設（26 年度）

④ 子どもを対象とした防犯指導の実施（学校教育課）

（現状と課題の整理）

子どもを対象とした防犯指導は、各学校において実施される防犯訓練や安全指導を通して行っています。不審者侵入時や火災時を想定した避難訓練は全ての学校で実施されていますが、訓練の内容を工夫し、形骸化しない努力が必要です。

（今後の方向性）

効果的な防犯指導を各学校で行うためには、警察をはじめとする関係団体や子ども110番の家、学校安全ボランティア団体との協力体制が必要です。各学校において、関係機関と協力し、様々な想定で防犯訓練を行っていくよう努めます。

また、「子供を事故から守る協議会地域別協議会」の内容を充実し、地域で子どもを守っていく気運を高めていきます。

更に、市内全域で子どもたちの防犯指導の気運を高めるため、各学校区で活動されている学校ボランティアに対して、市統一のユニホームの作成・配布を検討していきます。

プランの目標

- ・不審者侵入時の避難訓練を全校で実施していきます

（避難訓練実施校数）

現状 全ての小学校（20年度）	→	目標 全ての小学校（26年度）
全ての中学校（20年度）	→	目標 全ての中学校（26年度）



⑤ 「子ども110番の家」など緊急避難所の設置促進（学校教育課）

（現状と課題の整理）

現在、「子ども110番の家」は、各警察署、PTA／育友会・健全育成会、郵便局、石油商組合、理容生活衛生同業組合、中央地区安全連絡協議会、佐世保タクシー協会等、それぞれの機関が独自に設置しています。平成20年度の調査では、市内各所に「子ども110番の家」が約1,800か所、協力車両が約200台となっています。本市では、各機関が設置している「子ども110番の家」の機能充実のために、関係機関や協力者への協力依頼を行ったり、警察・防犯協会の協力のもとに冊子や表示板等を作成・配付したりしています。

また、各小学校では、地域安全マップの作成や地域探検を通して、「子ども110番の家」の位置を子どもたちが把握し、緊急避難場所の確認がなされています。

（今後の方向性）

新しく「子ども110番の家」を設置する場合には、設置者が地域の小学校に申請し、各学校の名簿に登録することで情報を管理します。また、各学校から教育委員会に対して、年に1回、「子ども110番の家」の設置状況について、報告をしてもらいます。教育委員会が、一括して「子ども110番の家」の設置状況を把握するとともに、表示版等を作成・配付することなどにより、子どもたちに対して緊急避難場所の周知を図ります。

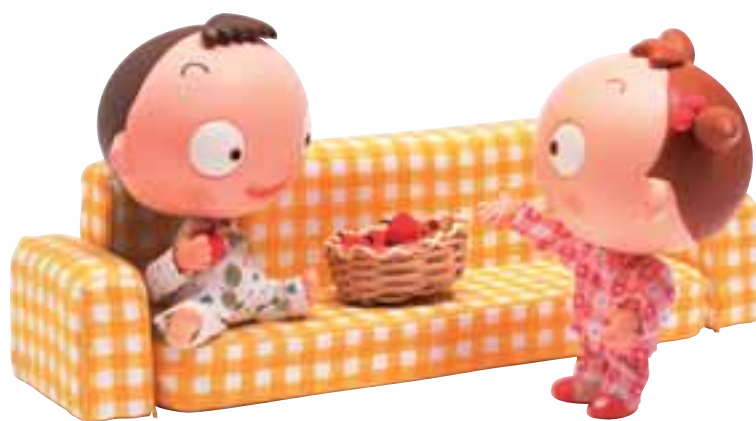
今後も、関係機関への協力依頼を行い、「子ども110番の家」の設置促進を行いたいと考えます。

プランの目標

- ・「子ども110番の家」の機能充実のために、引き続き関係機関への協力依頼を行います
- ・「子ども110番の家」の設置促進を行います

（「子ども110番の家」設置状況）

現状 2,000か所（20年度） → 目標 2,100か所（26年度）



⑥ 警察と学校等とのファクスネットワーク等の活用（学校教育課）

（現状と課題の整理）

現在、佐世保、相浦、早岐警察署管内において、幼児・児童生徒の安全を脅かす事案が発生した場合、各警察署から保育所、幼稚園、小学校、中学校等にファクスで事案の状況や注意を呼びかけるネットワークを構築しています。

また、長崎県警では、平成18年4月から子どもに対する声かけ事案等の安全情報を提供するためのシステム「安心メール・キャッチくん」の運用を開始し、市民向けにメール情報配信サービスを行っております。

（今後の方向性）

各警察署のファクスネットワークを活用し、幼児児童生徒の安全確保に努めます。また、「安心メール・キャッチくん」の登録について、保護者や教職員などに対して啓発していきます。

プランの目標

- ・各警察署のファクスネットワークを活用し、幼児・児童生徒の安全確保に努めます
- ・「安心メール・キャッチくん」の登録啓発を行います



⑦ 学校における防犯のための施設整備（教育委員会総務課）

（現状と課題の整理）

子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことが必要です。

近年、凶悪な児童殺傷事件が発生しており、従来にも増して児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めることが求められています。

このような状況に対応するため、学校施設の防犯対策としては、不審者の侵入を抑止することと、万が一不審者が侵入した場合に児童生徒の安全確保のために即応できるシステムなど対策を講じなければなりません。

小中学校では、非常釐やさすまた等の備品関係の充実、非常電話等の設備関係の整備、小学校の集団登下校、地域での子ども110番や安全パトロール等のボランティアなど、ソフト面・ハード面での安全・防犯対策を実施しています。

今後も、施設・設備面における対策とともに、学校の管理運営面での対応や、学校と保護者や地域の関係機関・団体等との協力体制など、ソフト面での取り組みを引き続き行っていく必要があります。

（今後の方向性）

学校の防犯、安全対策については、従来にも増して施設・設備の整備に努めてきたところですが、今後とも引き続き、各学校の実態を踏まえ、必要に応じた安全対策、防犯対策を進めていきます。

また、学校管理の上で職員室の配置位置や、防犯強化のための監視カメラ設置など、安全管理に関する運営体制などの取り組みと一体的に検討します。

敷地状況等によっては、ハード整備や学校の対応だけでは防犯・安全体制の構築が不可能なケースもあり、地域や関係機関・団体等と連携した取り組みを進めます。

プランの目標

- ・各学校の実態を踏まえ、必要に応じた安全対策、防犯対策（施設・設備・備品等）の整備を推進します

（防犯のための施設整備）

現状 全小中学校での整備（20年度） → 目標 全小中学校での整備（26年度）

- ・職員室の配置位置や防犯設備等について検討します

⑧ 児童福祉施設等における耐震化（子ども育成課・子ども支援課）

（現状と課題の整理）

地震による建物の倒壊被害をきっかけとして、建物の耐震化が急務となっています。特に昭和56年5月31日以前の旧耐震基準による建物の倒壊被害が多かったことから、旧耐震基準により建築された建物については、積極的に耐震診断調査を実施し、必要に応じた改修を進めることが必要です。

とりわけ、保育所などの施設は、乳幼児が一日の大半を過ごす生活の場であることから、災害時における安全性を確保するためにも、耐震診断調査を早急に実施し、地震に強い建物づくりを推進する必要があります。

（今後の方向性）

公立保育所などの公立の児童福祉施設等や公立幼稚園のうち、耐震診断調査が必要とされる施設においては、平成21年度から平成22年度にかけて耐震診断を実施することとしており、診断調査の結果をもって施設の耐震改修計画を策定します。

また、私立保育所についても、耐震診断調査の推進などにより耐震化を促進していきます。

プランの目標

- ・ 公立児童福祉施設等及び公立幼稚園の耐震改修を実施します

（公立児童福祉施設等及び公立幼稚園の耐震化率）

現状 56.1%（20年度） → 目標 100%（26年度）

⑨ 学校の耐震化（教育委員会総務課）

（現状と課題の整理）

学校施設は、多くの児童生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活の場であることから、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠です。また、学校施設は地域住民にとって最も身近な公共施設であり地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たすことが求められています。

佐世保市の学校施設の大半が昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建設されたもので、地震時の安全確保が危惧されています。

子どもたちのための安全・安心な教育環境を確保するため、平成17年度に耐震化優先度調査（市内学校における耐震診断の優先順位策定のための調査）を実施し、それを考慮し平成18年度から対象棟の耐震診断を実施しています。

（今後の方向性）

平成21年度中に対象棟全ての耐震（二次）診断を完了させ、年次的に耐震化工事を実施する予定です。耐震化を学校施設における喫急の課題と考え、学校の施設整備において、耐震補強を優先的に実施することで、子どもたちの安全・安心な教育環境を整備します。

プランの目標

- ・ 耐震診断結果を踏まえ、平成27年度までに対象棟全ての耐震化工事を完了予定です（小学校・中学校の耐震化率）

現状 58.9%（20年度） → 目標 100%（27年度）